

○富士市中小企業経営革新事業補助金交付要綱

平成30年3月30日

告示第47号

改正 令和3年3月31日告示第58号

(趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業者等による経営の相当程度の向上を促進するため、中小企業経営革新事業を行う市内の中小企業者等に対する補助金の交付について、富士市補助金等交付規則（昭和42年富士市規則第28号）によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「中小企業経営革新事業」とは、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第8条第1項の規定に基づき県が承認した経営革新計画（同項に規定する経営革新計画をいう。以下同じ。）に従い実施する事業をいう。

2 この要綱において「中小企業者等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
- (2) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体

(交付の対象者等)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、中小企業経営革新事業を行う市内の中小企業者等であって、納期が到来した市税を完納しているものとする。

2 補助金の交付を受けることができる回数は、一の経営革新計画につき1回とし、一の年度において既にこの補助金の交付の決定を受けた者は、当該決定のあった年度においては、交付の対象としない。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、別表第1の左欄に掲げる事業の区分に応じ、同表の右欄に掲げるものを実施する事業とする。ただし、同趣旨の他の補助金等の交付を申請し、又は交付を受けている場合は、当該事業は、交付の対象としない。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業に要する経費のうち、別表第2に掲げる経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、50万円を限度とする。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、富士市中小企業経営革新事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書
- (3) 経営革新計画承認書の写し
- (4) 承認を受けた経営革新計画の写し
- (5) 申請者の企業概要、沿革等が分かる書類の写し
- (6) 市税完納証明書
- (7) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第8条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては、交付を決定し、富士市中小企業経営革新事業補助金交付決定通知書（第3号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定について必要な条件を付することができる。

（完了報告）

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は交付の決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに、中小企業経営革新事業完了報告書（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（第5号様式）
- (2) 収支決算書
- (3) 補助対象経費の支払を確認できる書類の写し
- (4) 中小企業経営革新事業の実施状況を証する写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条に規定する完了の報告があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、富士市中小企業経営革新事業補助金交付確定通知書（第6号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

式)により申請者に通知するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(富士市中小企業者等はばたき支援事業補助金交付要綱の一部改正)

2 富士市中小企業者等はばたき支援事業補助金交付要綱(平成15年富士市告示第37号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(富士市産学連携ものづくりチャレンジ補助金交付要綱の一部改正)

3 富士市産学連携ものづくりチャレンジ補助金交付要綱(平成24年富士市告示第55号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(富士市中小企業者等海外販路開拓支援事業補助金交付要綱の一部改正)

4 富士市中小企業者等海外販路開拓支援事業補助金交付要綱(平成27年富士市告示第55号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(富士市産学連携セルロースナノファイバーチャレンジ補助金交付要綱の一部改正)

5 富士市産学連携セルロースナノファイバーチャレンジ補助金交付要綱(平成28年富士市告示第37号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(富士市セルロースナノファイバートライアル事業補助金交付要綱の一部改正)

6 富士市セルロースナノファイバートライアル事業補助金交付要綱(平成28年富士市告示第38号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(富士市外国語版ウェブサイト整備事業補助金交付要綱の一部改正)

7 富士市外国語版ウェブサイト整備事業補助金交付要綱(平成29年富士市告示第49号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(令和3年3月31日告示第58号)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

別表第1（第4条関係）

事業区分	内容
新商品・新技術・新 役務開発事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 新商品の開発又は生産 2 新技術の開発又は研究 3 新役務の開発又は提供 4 商品の新たな生産方式又は販売方式の導入 5 技術の新たな開発方式の導入 6 役務の新たな提供方式の導入 7 その他新商品・新技術・新役務開発事業として市長が適当と認めたもの
販路開拓事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 販路開拓を目的とした、国内外における展示会等への参加 2 販路開拓に関する調査 3 販路開拓に必要な各種研修、講習会等の実施又は受講 4 販路開拓に必要な情報の収集 5 その他販路開拓事業として市長が適当と認めたもの
生産性向上事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 生産性向上に関する調査又は研究 2 生産性向上に必要な各種研修、講習等の実施又は受講 3 生産性向上に必要な情報の収集 4 その他生産性向上事業として市長が適当と認めたもの

別表第2（第5条関係）

経費区分	内容
謝金	専門家等への謝金
旅費	専門家、従業員等の旅費
研究開発事業費	原材料費、機械装置の購入等に要する経費、産業財産権等の導入に要する経費、外注費、技術コンサルタント料及び調査研究費
需用費	印刷製本費、資料購入費及び消耗品費
役務費	通信運搬費、雑役務費、広告宣伝費、通訳料、翻訳料、保険料及びウェブサイト作成費

使用料及び賃借料	会場借料、借料又は損料及びソフトウェア使用料
備品購入費	検査器具購入費
研修費	研修費及び講習費
委託費	事業の委託に要する経費